

て定めております。明記をしております。それについては今回も全く変わっておりません。

そして、極東条項等につきましては、ガイドラインそのものに明記されておりますように、「基本的な前提及び考え方」の部分に明記されているわけですが、憲法あるいは国内法に從う、これは当然のことでありまして、日本の行動あるいは活動については、専守防衛あるいは非核三原則等の日本の基本的な方針に從うて行われる、このように明記をされております。この点については従来と全く変わりはないと認識をしております。

○藤田幸久君 であるならば、なぜその九七年のガイドラインのときに枠内だと言いつついたわけですか。今のお話だと、枠内以外のものも当時もあったんだという言い方でございませぬ。

○国務大臣(岸田文雄君) 九七年のガイドラインにつきましては、先ほど申し上げましたように、このグローバルな協力のよう、日米安全保障条約及びその関連取決めの具体的な規定に直接根拠を置かない協力、こうしたものも含んでおりました。そして、その点につきましては、日米安全保障条約の目的に合致する、こういった説明をしてきたと承知をしております。

○藤田幸久君 ちよつと変な感じしますが、まず、このガイドラインというのは、これ政府間の合意で、国際的な約束ですね、日米間の。他方、安保条約というのは、これ国会の承認が必要で、それから、今度、例えば今週、安保法制が出されるとすると、これは国会の可決が必要で、

つまり、安保条約は国会の承認が必要で安保法制は国会の可決が必要だけれども、ガイドラインは国会の関与が必要でないままといいますが、関与を經ずに決定してしまつたということは、これまさに国民、国会無視で決めてしまつたという勝手な約束じゃないんですか。

○国務大臣(岸田文雄君) ガイドラインというのは、日米防衛協力についての一般的な大枠あるいは政策的な方向性を示すものであります。この

ような文書の性格については、このガイドラインが国際法上の政府間の法的な合意を意味する国際約束ではないことを含め、これまでのガイドラインから一切変わつておりません。

そして、一九九七年のガイドラインを含めて従来のガイドラインにつきましても、国会において何か承認をいただくという手続は経ていないと承知をしております。この点については従来と全く変わらぬと認識をしております。

○藤田幸久君 この安保法制、これから出てきて審議するわけですが、ということとは、この安保法制が否決されてもガイドラインはそのまま生きま

○国務大臣(岸田文雄君) これは、これから国会の審議が、法制につきましてもこれから国会の方で議論が行われることになるわけですが、この新ガイドラインの中に明記されておりますとおり、このガイドラインの下で行われる取組が自国の憲法及びその時々において適用ある法令に從う、これは当然のことであると認識をしております。

○藤田幸久君 済みません、私の質問に答えてください。これから来るであろう安保法制が国会で否決されたガイドラインは、これ、変わることもなく生きるわけですね。

○国務大臣(岸田文雄君) これからの議論について仮定の質問にお答えするのは控えなければいけません、いずれにしても、我が国の法令に從う、新ガイドラインがこの法令に從う、これは当然のことであると認識をしております。

○藤田幸久君 いや、仮定の話じゃなくて、可決されようが否決されようが、このガイドラインそのものはアメリカと日本の中で決めた約束であつて、これを変えることはありません、すねという、これは仮定の問題じゃないです。これは前提の問題です。立て付けがそういうふうになつてい

るわけですから、国会の可決否決にかかわらずガイドラインというものは決めたものですから、こ

れはそのまま存続をする、決定したものだといふ、これは事実関係を聞いています。

○国務大臣(岸田文雄君) 今回のガイドラインのIIの「基本的な前提及び考え方」のこのDの部分に明記されておりますが、このガイドライン、この指針というものは、これは、いずれの政府にも立

法上、予算上、行政上又はその他の措置をとることを義務付けるものではなく、また、指針は、い

○藤田幸久君 つまり、今後の安保法制が否決された場合には、現段階における法制に從うガイドラインであるということですね、現段階の。

○国務大臣(岸田文雄君) 我が国の現段階におけるこの法令に從う、これは当然であると考えま

○藤田幸久君 ということは、総理の米議会における発言に対する岸田外務大臣の先ほどの解釈と全く矛盾するんじゃないでしょうか。つまり、安倍総理は「zero state」と言つたわけですよ

ね。実行すると、それが前提で今いろいろアメリカと協定を結んできたわけですが、国会でもし

○国務大臣(岸田文雄君) 先ほど申し上げましたように、米国会における総理の発言は総理の決意を示したものであります。そして、国会の審議の結果は、これは当然のことながら尊重されなければならぬ。この審議の結果法律がどうなつた

のか、そうした結果に基づいて様々な物事が決められる、これは当然のことであると考えていま

○委員長(片山さつき君) 藤田幸久君、そろそろお時間でございますが。

○藤田幸久君 はい。結論として、安倍総理は行政府の代表ですけれども立法府の代表かのようにガイドラインと今度の法制の因果関係というものを直接関係があるとおつしやつたけれども、立て付けは直接因果関係がなく、現法律に現ガイドラインというものは現段階で依拠しているという全く矛盾をした答弁を総理と違つた形で岸田外務大臣がおつしやつたということを確認をして、質問を終わらせていただきます。

○小西洋之君 民主党・新緑風会の小西洋之でございます。

私からは、この日米ガイドライン、また安保法制、そしてその前提となる解釈改憲始め、全般について質問をさせていただきます。

冒頭、内閣法制局長官にちよつと伺わせていただきます。

長官がお越しになる前の今の藤田委員の質疑の中であつて出てきた論点なんですけれども、一つは予防攻撃。国際法違反とされている予防攻撃です、予防攻撃。攻撃を受けていないのにやつてしまふ予防攻撃。予防攻撃というのはどういふものなのか、簡単に結構ですので、お答えいただけますでしょうか。

○政府特別補佐人(横山裕介君) 突然のお尋ねでございます、国際法的にどういふものかという国際法上の概念についてはお答えする立場にはございませぬけれども、恐らく武力攻撃が発生して

いない状態で武力の行使ということであろうかと思ひますけれども、我が国としてはそのようなものを行う考えはないものと承知してあります。

○小西洋之君 ありがとうございます。

先ほど佐藤委員が御質問されていたことに関連なんですけれども、先ほどの答弁の中で存立危機事態と武力攻撃事態がかかる場合があると、すなわち、武力攻撃事態の予測事態や切迫事態に当た

る存立危機事態があるというふうにおっしゃって
いました。

存立危機事態というのは、皆さんがお作りにな
ったあの新三要件ですね、私は違憲無効なもの
だというふうにも重ねて追及させていた。だいた
いでも、その新三要件の下で我が国を防御す
るためのやむを得ない自衛の措置、これは七月
一日の閣議決定の文言を読み上げております。存
立危機事態というのは、新三要件の下で我が国を
防御するためのやむを得ない自衛の措置としての
武力行使ができるものだ。これは、国際法的に
言うところの自衛権が根拠になるものであるとい
うふうにおっしゃっているわけですね。

中谷大臣に伺います。

存立危機事態というのは、我が国が、今法制局
長官から答弁があったように、武力攻撃を受けて
いない状況です、着手の段階まで行っていない
予測、切迫で止まっているわけですね。予測・切
迫事態であるにもかかわらず、その段階で我が
国を防御するためのやむを得ない自衛の措置を行
う。この我が国を防御するためのやむを得ない自
衛の措置、これはまさに予防攻撃そのものではな
いでしょうか、国際法違反の。

どうぞ、国際法違反の予防攻撃と何が法的に違
うんでしょうか、明確に答弁ください。

○国務大臣(中谷元君) まず、集団的自衛権とい
うのは、国際的にも国連憲章に書かれておいて、
認められる、国際法的には、行為でございます。
我が国が憲法上許容される武力の行使を行うに当
たっては、まず国際法を遵守するのは当然でござ
います。

一般国際法上、ある国家が集団的自衛権を行使
するための要件は、武力攻撃を受けた国からの要
請又は同意があること、また他に手段がないこ
と、必要最小限度の実力の行使であることを一般
的に考えておいて、こうした国際法上の考え
を踏まえつつ、我が国が武力行使を行うか否かに
ついては、あくまでも三要件を満たすかどうかと
いうことになりす。

今回のこの存立事態というのは、武力攻撃事態
との関係においては、我が国の存立に関わる事態
というところで三要件を認定をしたときに生じるこ
とであるということでございます。

○小西洋之君 全く何もお答えになっていません
けれども、ちょっと理事から御指示もいただいた
ので十二時前までには終わらせていただきた
と思います。

じゃ、法制局長官に伺います。

存立危機事態と武力攻撃事態がかぶる場合に、
存立危機事態、またその武力攻撃事態における予
測事態や切迫事態の段階ですね、そこで存立危機
事態に該当するので、新三要件の下、七月の閣議
決定に書いてある、我が国を防御するためのやむ
を得ない自衛の措置という武力行使は、これは国
際法違反とされている予防攻撃と法的に、法的に
何が違うんですか。明確に答弁ください。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 新三要件を満た
す場合、御指摘の場合は、まさに国際法上は集団
的自衛権の行使として適法なものでございます。
先ほどお尋ねのありました、武力攻撃がおよそ発
生していない場合の武力の行使とは別のものでは
ございません。

○小西洋之君 法制局長官も、安倍政権の全ての
方ですけれども、新三要件の下で許される集団的
自衛権というのは自衛かつ他衛、法制局長官の、
この七月十四日の議事録にもありますけれども、
あくまで我が国を防御するためのやむを得ない自
衛の措置に限られ、当該他国に対する武力攻撃の
排除それ自体を目的とするものではない、裏返し
て言えば、当該他国に対する武力攻撃を排除す
る、つまり他国防衛、自国防衛かつ他国防衛のも
のだから許されると言っているんですね。

私が聞いているのは、じゃ、今、もう一回確認
ですけれども、存立危機事態とその武力攻撃事態
がかぶる場合、しかし、武力攻撃事態が予測事態
かつ切迫事態であるときですね、予測又は切迫事
態であるときに行う新三要件の下の我が国を防御
するためのやむを得ない自衛の措置というのは、

じゃ、法的にはこれは発動しないことですか、
存在しないということですか。つまり、新三
要件の下で許されるのは自国防衛かつ他国防衛、
自国防衛というのは、私が今読み上げた我が国を
防御するためのやむを得ない自衛の措置たる武力
行使なんですね。

私が聞いているのは、この今言った、読み上
げたその武力行使というのは予防攻撃に当たって
国際法違反なんだから、当然日本はできないはず
なんです。そうすると、今法制局長官が答弁され
たように、集団的自衛権が根拠になる場合、ここ
によって立つしかな。すると、ここは純粹たる
他国防衛の武力行使ですから、という理解でよろ
しいですか。どうぞ。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 違うと思いま
す。(発言する者あり)

御指摘のその予防的な攻撃というのは、いずれ
の国に対する武力攻撃も発生していない場合のこ
とを論じているのであろうと理解しております。
今回、新三要件の下で認められますのは、個別
的自衛権の部分にはまさに我が国に対する武力攻撃
が発生した場合、いわゆる集団的自衛権として違
法性が阻却している部分につきましては、我が国
と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生
し、かつそれによって我が国の存立及び国民の生
命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される
明白な危険があるという、その要件に該当する場
合に限つてのものでございまして、いずれも国際
法上は個別的又は集団的自衛権として適法、正当
なものでございます。

○小西洋之君 もう一度法制局長官に重ねて伺
いますけれども、今、予防攻撃というのは、どこか
で武力攻撃が起きている場合でないかと観念され
ないものかという答弁をされましたけれども、ま
ずそれが国際法上正しい考え方なのかどうか。
具体的に言う、アメリカと北朝鮮と日本とい
う三国がある場合に、アメリカと北朝鮮が戦争し
ていない場合に限り、日本から北朝鮮に対する
予防攻撃という概念は国際法上も観念し得ないも

のなかどうか。関係ないんじゃないですか。北
朝鮮と日本との関係において、北朝鮮が日本に武
力行使をしていないのに日本が北朝鮮に対して武
力攻撃を行うのが予防攻撃ではないんですか。
そこら辺の見解をまとめて委員会に出してい
ただけるように、委員長、要求をまずさせていた
だきます。

○委員長(片山さつき君) 今、まずお答えをいた
だくということでもよろしいですか。(発言する者
あり)

いずれにしても、今、ここでそろそろ休憩にし
たいというふうに思いますので、後刻、どうい
う論点が整理を理事の方からしていただければ、理
事会で協議して、資料の提供を検討したいと思
います。

午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十
分まで休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(片山さつき君) ただいまから外交防衛
委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、中泉松司君が委員を辞任され、その補欠
として高野光二郎君が選任されました。

○委員長(片山さつき君) 休憩前に引き続き、外
交、防衛等に関する調査のうち、日米安全保障協
議委員会(2+2) 閣僚会合等に関する件を
議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。
○小西洋之君 民主党・新緑風会の小西洋之で
ございす。
では、午前を引き続き、質疑をさせていただきます。
冒頭、先ほど藤田委員の方から非常に本質的な
追及を重ねられておりました、今回の日米ガイド
ラインの締結と、あと、安倍総理の米国演説とい

うものが我が国の議院内閣制をじゅうりんするよ
うな行為ではないかということにつきまして質問
をさせていただきます。私もまさにそうした許さ
れざる暴挙だと思えます。これは議院内閣制を
じゅうりんすると同時に、また同時に、内閣法と
いう法律にも違反している問題ではないかとい
うことを追及させていただきたいと思えます。

お手元に「内閣法第一条違反」というふうにな
った文書がございますけれども、これ、実は私が
昨年七月一日以前に解釈改憲を阻止するために
作つて様々なところに配付させていただいた論文
なんですけれども、その抜粋でございます。

内閣法第一条という条文がございます。平成
十一年のいわゆる橋本行革のときに、国民主権の
観点、また国民を代表する国会による内閣の統制
をよりきちんと確保する観点から、この内閣法の
一条というものが抜本的に改正をされております。
一条を付けておられますけれども、この太い文字の
ところでですね、内閣法第一条の第一項の「国民主
権の理念にのっとり」、そして第二項の「全国民
を代表する議員からなる国会に対し」ということ
ろが新たに加わつております。この第二項の部分
は元々第二条だったんですけれども、第一条の方
に格上げをされているというところでございま
す。

一枚おめくりいただきますと、当時、法案を立
案しました内閣総務官室が内閣法制局に、当時の
正しい法の番人であった内閣法制局に提出し、内
閣法制局の審査を受けた文書でございます。

そのマジックを引いているところなんですけ
れども、あるいは一ページ目の私の資料の下のと
ころの灰色の部分、どちらでも結構なんですけ
れども、御覧いただきたいと思えます。一ページ目
の私の資料の方で申し上げますが、全く同じ文言
でございます。

国民主権の理念にのっとり職権を行うとした、
つまり、「国民主権の理念にのっとり」というこ
とを平成十一年に追加しているんですけれども、
その趣旨ですけれども、「内閣の個々の職権の行

使についても、これが国民主権の理念にのつとつ
て行われるべきであるという、規範的意味を持た
せようとするもの」というふうに書かれておりま
す。規範的意味、規範であるというふうに書いて
ありますから、単なるうたい文句ではないわけで
ございます。この趣旨に反すると法律違反になる
わけでございます。

その次でございますけれども、第二項の「全国
民を代表する議員からなる国会に対し」というと
ころを文言を付け加えた理由でございますけれども
も、元々これは第二条だったのが第一条に入れ
たんですけれども、二条を第一条にしたその理由
として、「内閣の職権とこれと表裏の関係にある
責任の両方を規定することにより、行政権の行使
に対する民主的統制の重要性を強調することを意
図したものである」というふうにしております。

そして、この「全国民を代表する議員からなる」
という文言を追加した理由として、「主権者であ
る国民の行政に対するコントロールの趣旨をより
強調するため」というふうになされているところで
ございます。

岸田大臣に伺います。

あの安倍総理の議会の演説を英語と日本語を両
方見しておりますと、先ほど藤田委員から厳しい追
及がありましたように、この安保法制の法案につ
いて、「戦後、初めての大改革です。この夏まで
に、成就させます。」と。さらに、また別のとこ
ろで、「これまで以上に責任を果たしていく。そ
う決意しています。そのために必要な法案の成立
を、この夏までに、必ず実現します。」というふ
うに言っているところでございます。

先ほど藤田委員から本質的な追及がございまし
たので、私の方からは別の観点から更に本質的な
ところを追及させていただきたいと思えます。す
れども、私が特に問題視してございますのは、この度の
ガイドライン、そして安保の法制、昨日、与党の
協議でまとまったというふうな報道されて、もう
今日新聞に大きく報道されておりましたけれど
も、私や、あるいはほかの議員がこの国会でさん

さんこれまで累次追及しているように、そもそも
憲法に違反していると、そうした問題を抱えてい
る法案である。

そして、七月一日の閣議決定というものは、我
が民主党もこの四月末に総理の訪米前に党の見解
を公式にまとめましたけれども、七月一日の閣議
決定の三要件は便宜的、意図的な解釈の変更であ
り、立憲主義に反することを党の見解として明記し
ていないというところがございます。

つまり、憲法違反だというふうな最大野党の民
主党が党の見解を出し、そして、この国権の最高
機関の国会の場で大臣に対して、そして総理に対
して何度も追及をされている、そうした論点を抱
えるガイドラインや安保法制というものを、この
議会の演説でございまして、総理はこう
言っているんです、ガイドラインについて、
「皆様、私たちは、真に歴史的な文書に、合意
をしたのです。」「歴史的な文書で、合意をした
のです。」というふうな米国の議会でも、まあ非常
に卑劣なやり方だと思えます。これは既成事実を
つくるという非常にひきょうなやり方だと思
えますけれども、言っているわけでございます。

岸田大臣に伺います。
こうした憲法論点が国会議員によつて何度も追
及をされ、違憲でないかと追及をされ、かつ最大
野党である民主党からもそうした閣議決定とい
うのは違憲であるというふうになされているのに、そ
れを議会でこのような形で演説をするということ
は、この内閣法第一条と第二条に違反するのでは
ないでしょうか。国民主権の理念にのつと
る。国民の代表である公党である民主党を無視
し、また国民の代表である議員を無視し、そして
第二項、全国民を代表する議員からなる国会に対
し連帯して責任を有する。つまり、私のような野
党議員も全員含むんですよ。

この内閣法第一条の第一項と第二項に違反する
違法行為ではないかというふうにお考えではない
でしょうか。答弁をお願いします。

○国務大臣(岸田文雄君) まず、この法案の取扱
いにおいて、審議において国会の審議を重視しな
ければいけない、最重視しなければいけない、こ
ういった御指摘についてはそのとおりだと思いま
す。そして、政府としまして、まさにこの国民
主権の理念に基づいて、しっかりと国会において
この法案の成立に向けて丁寧な説明をし、理解を
得るべく努力をしなければならぬと考えています。
こうした国会を重視し、国会の議論の充実、そ
して国会の結論を尊重するために政府として努力
をしなければならぬこと、たくさんあると思
います。今回の米議会におけるこの総理の演説は、
こうした内閣、政府としての努力に向けての決意
を示したものだと考えております。

内閣法はこの趣旨、御説明いただきましたが、
こうした政府としての決意を申し述べることに
ございましては、内閣法の趣旨に反するものでは
ないと理解をいたします。

○小西洋之君 大臣は内閣法の趣旨を全く御理解
をされていないと思えます。決意を述べること自
体が私は不適切だと思えます。安倍総理のそ
の演説というのは、決意じゃなくて、私は約束
を、法律を成立させるという約束をアメリカの議
会に対して、アメリカという国に対して行ったと
いうふうな認識しておりますけれども。

よろしいですか。先ほど申し上げましたよう
に、民主党という野党第一党が七月一日の閣議決
定は違憲無効であるという公式見解を出している
んです。訪米前に、かつ、私を始めとするいろん
な国会議員が、様々な国会議員が、あの昭和四十
七年政府見解のあの意図的、便宜的な読み直しの
問題も含め違憲無効であると追及を行っているん
です。

そうした追及を受けているその解釈改憲に基づ
く安保法制、そしてガイドラインであり、安保法
制であるわけでありまして、国民主権の理念に
全くのつとつていないわけですよ。また、全国民
を代表する議員から成る国会に対して連帯して責
任を負うことなんか全くないわけですよ。

よ。

私は、違憲無効だと法理を尽くして、論理を尽くして何度も何度も追及しているのに、大臣やあるいは横島法制局長官はひたすら答弁拒否をなさる。そうしたことをずっと繰り返して、そしてその挙げ句に、アメリカに行つてガイドラインの締結をして、そして議会で約束をする。もうこれは内閣法に真つ向から違反する、じゅうりんする違法行為ですよ。そうしたことを厳しく追及をさせていただきたいと思ひます。

じゃ、それが本場に、もう何度も何度もやらせていただいていますけど、違憲、じゅうりんする違法行為であるということをも更に様々な憲法違反の問題を含め追及をさせていただきたいと思ひます。

この度のガイドライン、そして昨日、与党協議がまとまり、今後国会に出してくるとされているあの安保法制でございますけれども、私は、一議員としてこうしたものに対して大きな構えで向かわなければいけないというふうに思つております。

十本の法律を一本に束ねて、もう一本の新法と併せて出してくると言つていますけれども、様々なその議論すべき論点はあるのかもしれない。しかし、そもそもそうした安保法制というものは議論の前提を欠いている。つまり最高法規である憲法の規範を違反しているのではないかと、また、その憲法の規範から導き出されて、我々日本国がその国是としてきた平和主義やあるいは専守防衛といったその方針に違反しているのではないかと、理念、方針に違反しているのではないかと、そうしたところをしっかりと追及をしていく、もうそれが全てだというふうに思つております。

そうした観点で、まず専守防衛について質問をさせていただきたいと思ひます。

この先ほどの資料の三ページを御覧いただけますでしょうか。これは、横島内閣法制局長官がこの場にあるまじき答弁拒否を繰り返しますので質

問ができなかつたので、これは防衛省からいただいた資料なんですけれども、専守防衛とは何かというところを書いてございませう。

「専守防衛とは、私が読み上げさせていた、たきまずけれども、「相手から武力攻撃を受けたときに初めて防衛力を行使し、その態様も自衛のため必要最小限にとどめ、また保持する防衛力の自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の精神にのっとつた受動的な防衛戦略の姿勢をいうものであり、我が国の防衛の基本的な方針」であるというふうにしていただきたいと思います。

この専守防衛という理念、方針ですけれども、七月一日の閣議決定前後で安倍政権は変わつていないということは何度も国会で答弁をされてるところでございます。

中谷大臣に伺います。昨日、与党で法案協議がまとまりましたけれども、その今回の法案、十四日に閣議決定して国会に出してくるといいますけれども、この政府における法案の準備においても、この専守防衛の考え方は昨年の七月一日の閣議決定以前と何ら変わつていないという理解でよろしいでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) 変わつておりません。○小西洋之君 ありがとうございます。では、それがまず全く変わつていないことを皆様にお示しさせていただきたいというふうに思ひます。

まず、ちよつと分かりやすいところから、ページめくつていただいて、下にマジックで五ページと書いたところですね、これも同じく防衛省からいただいた資料なんですけれども、五ページの四と四というところを御覧いただけますでしょうか。

「相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使する」と、これは先ほど読み上げました専守防衛の定義ですね。これは、私の承知している限り、昭和四十年代から変わつていない、一貫した、確立した定義だというふうに承知しておりますけれども、その専守防衛の定義の冒頭にある言

葉ですね。「相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使する」、この意味は、よろしいでしょうか、「新三要件」、すなわち、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し」、「我が国ではありませぬ」、「他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ」、「以下飛ばさせていただきますけれども、必要最小限度の実力を行使することを満たす場合を含むものである」というふうにおつしやつてい

まよるのですか。「相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使する」という言葉の意味は、趣旨は、新三要件の我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合、これも含む、これを満たす場合も含むというふうに言つておられるんですけれども、防衛省はこういう見解で間違いないでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) 従来、専守防衛の説明に用いてきた、「相手から武力攻撃を受けたとき」も我が国が武力攻撃を受けたときを指すものと考えてきたところでございます。

他方、昨年七月の閣議決定におきまして、憲法九条の解釈の基本的な論理は維持した上で認識が改められて、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合にも、自衛の措置として武力行使が容認されるとされたものであります。

これに伴ひまして、専守防衛の説明に用いてきた、「相手から武力攻撃を受けたとき」には、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合も含むと解しておりますが、いずれにせよ、我が国又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃の発生が前提であり、また、他国を防衛すること自体を目的と

するものではなく、憲法の精神にのっとつた受動的な防衛戦略の姿勢をいう専守防衛の定義には何ら変更はないということでございます。

○小西洋之君 済みませぬ、質問と答弁、済みませぬと私が謝る話じゃない、これ、質問と答弁が全くかみ合つていないと思つて、防衛省の事務方に伺います。

昨年の七月一日の閣議決定で、我が国は、集団的自衛権を皆さんは解禁なさいました。安倍政権はですね。集団的自衛権は、我が国に対して武力攻撃が発生してはならないのに我が国が武力行使を行うことですから、それは専守防衛の定義、「相手から武力攻撃を受けたときに初めて防衛力を行使し」、「ここに違反するのではないかと、おかしんじゃないか」という質問が国会で度々なされておりました。それに対して安倍政権は、いえいえ、専守防衛には違反しませんと答弁してました。その理由を簡潔にお答えください。専守防衛の定義のどこが専守防衛の一番大切な考え方だから違反しないとおつしやつていたんでしょうか。

○政府参考人(辰巳昌良君) 専守防衛というのは、相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめるといふことでございます。そして、これにつきましましては、「相手から武力攻撃を受けたとき」には、先ほど大臣も答えましたけれども、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合も含むと解しておるということでございます。

○小西洋之君 ちよつと時間があられんで私から説明しますけれども、今までは政府はこういうふうにご答弁していただいんです。専守防衛の肝の部分、この一番最後の「憲法の精神にのっとつた受動的な防衛戦略の姿勢」だ、こことだ。確かに集団的自衛権の行使というのは、専守防衛の定義の冒頭の、「相手から武力攻撃を受けたときに初

めて防衛力行使し、ここには矛盾すると。しかし、一番最後の、専守防衛の肝というのは「憲法の精神にのっとりた受動的な防衛戦略の姿勢」なんだから、ここは矛盾しないから専守防衛は変わっていないんだという説明を、答弁をすつとされてははずなんですか、その答弁を撤回するという事ですか。防衛省の事務方に。

○政府参考人(辰巳昌良君) これ、撤回するということではなくて、繰り返すなりませんが、専守防衛の説明に用いてきた、「相手から武力攻撃を受けたとき」には、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合も含むということでございます、いずれにせよ、我が国又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃の発生が前提であつて、また、他国を防衛すること自体を目的とするものではなく、憲法の精神にのっとりた受動的な防衛戦略の姿勢をいう、この専守防衛の定義には何ら変更がないということでございます。

○小西洋之君 一生懸命答弁をされないんです。先ほどのマジックの五ページの四番のところを皆様御覧いただけますでしょうか。もう日本語です。日本語の問題です。日本語、日本中の義務教育を受けている小学生も誰も理解できない世界が今起こっているんです。よろしいですか。

「相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力行使する」、この言葉の意味は、新三要件、つまり、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、つまり、我が国に対して武力攻撃が発生していない状況でも満たすというふうに言っているんですね。そういう理解でよろしいですか。

「相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力行使する」という日本語は、専守防衛の定義の日本語は、我が国が武力攻撃を受けていないとき、つまり、相手から我が国が武力攻撃を受けて

いないときも含むという理解でよろしいんですか。イエスカノーかで答えてください、イエスカノーで。

○政府参考人(辰巳昌良君) 先ほどから繰り返してはいますが、我が国が武力攻撃を受けたときのみにならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し云々ということも含むというふうに解しております。

○小西洋之君 じゃ、防衛省、事務方の方、説明していただけますか。「相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力行使する」というこの日本語、この何十文字かのこの日本語から、どうやって相手から日本国が武力攻撃を受けていないときの場合も含むというふうにこれ日本語として読めるんですか。

私、四十三年間日本語を使った日本人として生きてきましたけれども、「相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力行使する」という言葉で、どうして我が国が武力攻撃を受けていないときの状況が満たす場合として含まれるんですか。日本語として説明してください。

○政府参考人(辰巳昌良君) 先ほどからの繰り返すにありますが、「相手から武力攻撃を受けたとき」とございます。したがって、相手から武力攻撃を受ける対象でございますけれども、それは、我が国の場合もありませんし、我が国と密接な関係にある他国に対するものもあるというふうな理解をしていただいております。

○小西洋之君 じゃ、日本語として説明してください。ここでいう相手というのは、相手というのは、アメリカ、イラン、日本、この三者でやります。よろしいですか。相手というのは誰と誰が入り得るんですか。アメリカとイランが両方入り得るんですか。

要するに、もう限定しますよ、新三要件に基づいて我が国が集団的自衛権を發動できる相手は、今の三者のうちアメリカだけとしましょう、イランは関係ないとしましょう。それはよろしいですか。

○政府参考人(辰巳昌良君) その相手というのがまず武力攻撃を仕掛けてくる国でございますと、そういう仕掛けてくる国……(発言する者あり)今、イランが仕掛けるという前提でございます。今、イランからそれを受けた国は日本あるいは我が国と密接な関係のある米国、そういうものも含まれると解します。

○小西洋之君 委員の皆様は御理解いただけましたでしょうか。あの四十七年政府見解の読み直しと同じようなことを専守防衛の定義の世界でもやっているんです。こんなことが国民に対して通用すると思つていいんですか。

「相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力行使する」、これは、日本が外国から武力攻撃を受けたときに初めて日本が個別的自衛権を行使するということ、それ以外の意味で、今まで、じゃ防衛省に聞きませけれども、それ以外の意味で国会で答弁をしたこと、あるいは政府見解を明示で出したことは一度でもありませんか。あるわけないでしょう。イエスカノーかで答えてください。イエスカノーかでどうぞ。

○國務大臣(中谷元君) 今まではございません。ただ、昨年七月の閣議決定におきまして、憲法九条の解釈の基本的な論理はこれは維持した上で認識が改められて、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合にも自衛の措置としての武力行使が容認されることとしたものであるからであります。

○小西洋之君 分かりました。

じゃ、防衛省にもう一度だけ、分かりやすく、確認のため、もうさつき答弁されたので、イエスカノーかだけで答弁を求めますので言つてください。 「相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力行使する」というこの専守防衛の定義の冒頭の言葉は、先ほどの三者、三か国の関係でいうと、イランからアメリカが武力攻撃を受けたとき初めて日本国が防衛力行使する、こういう日本語として読めるというふうな理解されているということではよろしいですか。イエスカノーかだけで答えてください。イエスカノーかだけでどうぞ。

○政府参考人(辰巳昌良君) そういう説明であれば、そういうふうな理解をしています。

○委員長(片山さつき君) 審議官、御指名を得てからにしてくださいね。

○小西洋之君 そういう理解をしているという明確な答弁をいただきました。委員の皆様、こうしたことを許していいんでしょうか。

委員長にお願いをいたします。直ちに集中審議を開いていただいて、この昭和四十七年政府見解の読み直しと、この専守防衛の定義のすり替え、捏造について徹底的に審議をしてください。日本語として、こんな日本語の読み方、許されるわけないじゃないですか。防衛省に対して申し上げてない、委員長、お願いいたします。

○委員長(片山さつき君) 今のようなお話は、筆頭理事からは先ほどまでの理事会では出ておりませんので、また後刻理事会が開かれたときにそういったお話が出れば、お話を聞きたいと思っております。

御質問をお願いします。

の、ここにある四行ですけれども、これはもう中身を全部変えてしまっているんですね、今の政府は。

冒頭の、「相手から武力攻撃を受けたときに初めて防衛力を行使」する、これを変えました。そして後段の、「憲法の精神にのっとった受動的な防衛戦略の姿勢」というふうになっているんですけれども、ここで言っている憲法の精神とは何でしょうか。

防衛大臣、答弁いただけますでしょうか。専守防衛の定義の中にある憲法の精神という言葉はどのような趣旨、意味でしょうか。答弁をお願いいたします。

○国務大臣(中谷元君) 御質問の憲法の精神とは、憲法上、我が国がとることのできる自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対して、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための武力行使も、必要最小限度に限られるというものでございませぬ。

○小西洋之君 今朝の全国紙の一面の見出しで、このガイドラインを指して、あと安保法制を指して、専守防衛の変容でしたか、まさに専守防衛が根底から変わっているという見出しがございまして、けれども、まさに正鵠を得ている。もうまさに正しい指摘です。専守防衛の概念がまるつきり安倍政権によつて変えられてしまっているんですね。国是ですよ、国是の専守防衛が。

よろしいですか。今大臣が読み上げましたこの憲法の精神は、同僚委員の皆様御案内のとおり、七月一日の閣議決定における九条の下で武力行使が許されると言っている基本的な論理そのものなんでしょう。つまり、集団的自衛権を含んでいる、あの外国の武力攻撃ですね、裸の外国の武力攻撃という言葉がございませぬけれども、集団的自衛権を容認する、その武力行使を容認するような考え方というのが憲法の精神、だというふうになつて

いるんですね。

横皇内閣法制局長官に伺います。

あなたも含め、あなたの先輩も、法制局長官が何人も、何回もこの専守防衛について国会で定義をされてきました。この憲法の精神というのは憲法前文の平和主義は入らないんでしょうか。イエスかノーかどうぞ。

○政府特別補佐人(横皇裕介君) 何度もお答えしているところでございますけれども、憲法前文といいますが、規範そのものではありませんけれども、個々の規範を解釈するその指針となるべきものでございます。

専守防衛の中で申し上げている、憲法の精神にのっとった受動的な防衛戦略の姿勢の根底にございませぬ。憲法九条であると考えております。

○小西洋之君 今の長官の答弁は必ずしも正しくないですね。それを示します。マジックの六ページを御覧いただけますか。これは三月二十日の予算委員会安倍総理に示したフリップでございますけれども、下の段を御覧いただけますでしょうか。

憲法の精神といつたときに、当たり前ですけれども、我が国の憲法のその一番の根幹である平和主義、これは絶対入ってくるわけですよ。国会答弁でも明らかですね。憲法の下での日本国としての基本的な平和主義の精神、それからそこから出てきております専守防衛ということの基本といつたしました防衛政策というふうになつていませぬ。

次、鈴木総理大臣の答弁ですけれども、我が国は、平和憲法の下に平和主義の上に立ちまわってまいつたところでございませぬ。そのような精神の上に立つていこうと申しております。

憲法の精神といつたら、当然、平和主義が入るんですね。憲法前文の平和主義が、ところが、先ほど中谷大臣が読み上げたこの武力行使、七月一日の閣議決定のその武力行使を容認する基本的な論理ですね、憲法九条の、勝手にすり替えている

わけですよ。

中谷大臣に伺います。二つのことを伺います。もう何うまでもありませんけれども、今まで憲法の精神、専守防衛の定義における憲法の精神を、先ほどのように答弁なさつた国会答弁あるいは政府見解の文書はございませぬ。イエスかノーか。ないはずですか。

あと、大臣の見解としてお答えください。憲法前文の平和主義、この後質問をさせていただきますけれども、よろしいですか、全世界の国民が戦争によつて殺されることのない平和の生存権を有するというのが書かれています。また、国家権力、我々国会や内閣総理大臣によつて二度と戦争を起すことを許さない、そのために天皇主権の国を改めて民主主義原理を採択したという、そういう平和主義も書かれています。

集団的自衛権の行使は、今の安倍内閣の方針でいけば、内閣の閣議決定と国会の法律だけで、新たな武力行使たる戦争を起して、自衛隊員を戦死させ、また反撃を受けて日本国民も戦死することになるんですね。なるんですよ、それは憲法の前文の平和主義が禁止している戦争の惨禍そのものなんでしょう。そうした理念が、今あなたが答弁なさつたこの憲法の精神、専守防衛の憲法の精神の中に入っているというふうにお考えですか、答弁ください。

○国務大臣(中谷元君) 憲法九条の解釈の基本的な論理、これは維持されており、平和主義の下、我が国が引き続き憲法の精神にのっとった受動的な防衛戦略の姿勢である専守防衛を維持するということには変わりなく、矛盾、抵触するというふうには思っておりませぬ。

○小西洋之君 岸田大臣に伺わせていただきませぬ。この度アメリカに行かれた際に、日本政府、大臣も含めて日本政府として、日本は専守防衛の国であるとアメリカに御説明をされましたでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) 日本の国の安全保障に

おける基本的な方針、専守防衛を含むこうした基本方針については、様々な場において日本としてしっかりと説明をしております。

そして、今回、アメリカに行きまして日米2プラス2を行い、そして新ガイドラインについても議論を行い合意を見たわけですが、日米ガイドラインの中にも、「専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従つて行われる」、こうしたことは明記しております。

この専守防衛という我が国の基本的な方針については、米側からしっかりと理解を得ているものと受け止めております。

○小西洋之君 ありがとうございます。今大臣が読み上げられた、確かにガイドラインには専守防衛などの日本の基本的な方針に従つて行われるというふうになつて書いてあるんですけど、その前に、大臣も何度か答弁されています、各々の憲法及びその時々において適用される国内法令に従つて行われるというふうになつて書いていますね。日米が、幾ら安倍内閣が、国会を無視して、国民を無視して、いかにガイドラインを結ぼうが、また安保法制を出されようが、憲法に違反するものは全て無効ですから、そうしたものは一切成立しない。

今私が追及をさせていただきましたのは、その専守防衛、確立した我が国の国是であつたこの国会審議において確立してきたその定義を安倍内閣は知らない間に勝手に変えてしまつていっているわけですよ。変えてしまつていっている。憲法の平和主義という理念とは全く相入れない集団的自衛権を解禁する、そういう七月一日の閣議決定の基本的な論理なるものが憲法の精神だというふうになつていって、しかも、もうこれは日本語として全く理解できませんけれども、相手から武力攻撃を受けたときに初めて防衛力を行使するというのが、日本が武力攻撃を受けないことも日本語として含むというふうになつていっている。

これだつたら、もうこれ、議政政治どころか、もう日本が、何といひますか、文字と言語を使う

国家として、社会として成り立たなくなるんじゃないですか。こういうのを何と言おうでしょうか、クーデターと言おうんですよ。別の委員会でも私このクーデターという文言を何度か発言させていただいてますけど、これはクーデターですよ。クーデター以外に説明ができないですよ。あらゆる秩序を根底からあなた方は覆すことをやられてるんじゃないですか。しかも、そのことは自衛隊員の命に関わることであり、国民の命に関わることをやられてるんじゃないですか。こんなことがいつまでもつというふうにお考えなんですか。もちませんよ。

もう早く安倍総理を見捨てて、岸田大臣も中谷大臣も立派な、尊敬する、私が、保守の政治家ですから、皆様は是非奮起なさって、安倍総理を見捨てて、安倍内閣を倒閣して、お二人のどちらかが総理大臣になつていただく、同時に民主党も政権奪還をやらせていただきますけれども、そういうことをしませんか。もうしないと駄目ですよ、これは本当に、ということをお申し上げさせていただきます。本当はもつと厳しいお言葉を両大臣に言わせていただかなければいけないんですけれども、一応、まあ国民のことを考えると、敬意を表してはいけいんんですけど敬意を表させていただきます。

では、質問を重ねさせていただきますか。今その憲法の問題ですね、平和主義にとつたものであるのは当然のことであるんですけども、それをその七月一日の閣議決定、新三要件というものが、すなわち基本的な論理というものはじゅうりんしているということをお聞かせさせていただきます。

この昭和四十七年、政府見解のこのカラーのものを御覧いただけますでしょうか。同僚委員の皆様にはすっかりおなじみだと思いますので、もう簡潔に御説明して、二枚目のページをおめくりいただきますと、外国の武力攻撃とい

う言葉がたまたま裸であると、裸であるというふうな言いがかりを付けて、言いがかりを付けて、こここの外国の武力攻撃というのは、我が国に対する外国の武力攻撃という意味だけではなくて、密接な関係にある他国に対する、つまり同盟国などに対する外国の武力攻撃だということにも読めるんだということに言っているんですね。

そうすると、そう仮に読めるとすれば、限定的な集団的自衛権が実は昭和四十七年政府見解の中に含まれていた、つまり憲法九条の解釈として許容されていたという驚愕のことを安倍内閣はおっしゃっているんですけれども、それについては、下にあります。

まさにこの昭和四十七年政府見解を作ったきっかけになった、その見解を作る二週間前の国会質疑において、吉國長官が答弁で、他国の防衛をするということ、憲法九条において、憲法九条をいかに読んでも読み切れないというふうにおっしゃっております。

また、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利が根底から覆されるというこの有名な言葉、これは、今申し上げた吉國長官答弁以前には一度も国会で答弁されておられませんけれども、この言葉というのは、外国の侵略が現実起こった場合、すなわち我が国に対する外国の武力攻撃が起こった場合のことであって、かつ、もうこうした場合のみ必要最小限の武力行使が許されるのが憲法九条の解釈の根底である、もうこれ以外ないと、ほかの論理はないというふうな言い切っているところがございます。

ですので、昭和四十七年政府見解のまさに便宜の、意図的なその読み直しというのは許されないとどこでございませう。

それで、少し一点御紹介をさせていただきます。これはいけいんんですけれども、先ほどのこの資料ですね、この文字、内閣法が付いていた資料のところの一番最後のページを御覧いただけますでしょうか。

マジックで十五ページと付けていた、この十

四、十五ページですけれども、これは、先ほどから御紹介を申し上げております、北澤元防衛大臣の下でまとめられました民主党の安全保障法制に対する民主党の考え方でございます。四月二十八日でございます。

基本姿勢として、民主党は、マジックを付けさせていただきます。基本理念である平和主義を「日本国憲法を打ち出しているところでございます。そして、下にマジックをしておりますけれども、専守防衛に徹しつつ、遠くの事柄については抑制的に、そして近くの、我が国の周辺をめぐるような状況の問題についてはそれは現実的に、そしてPKOなどの国際貢献については積極的」という全体を貫く理念を掲げているところでございます。

このマジックの十五ページのところですね、十四から十五にかけてですけれども、これは自衛権、つまり個別的自衛権と集団的自衛権についての民主党の考え方を書いたところでございませう。

冒頭、「専守防衛に徹し、現実的で責任ある安全保障政策を追求する」というふうな書いております。そして、十五ページのところのマジックの方にこれは行つていただきました、「政府の新三要件は便宜的・意図的であり、立憲主義に反した解釈変更である」というふうな明記しております。そして、マジックで両括弧をくくつたところにあります。

「これに照らせば、集団的自衛権に関する昭和四十七年政府見解は、「これに照らせば」というのは、横昌長官も含めて歴代の政府が答弁してきた憲法解釈あるいは法令解釈の考え方です。平成十六年島根答弁書の内容です。それに照らして徹底的に民主党としてチェックしたところ、検討したところ、「集団的自衛権に関する昭和四十七年政府見解は、自衛権の行使は我が国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られ、集団的自衛権行使は憲法上許されないと結論であつたにも関わらず、安倍内閣の新三要件による

解釈変更は、その一部分だけを取り出して「基本的な論理」を導き出したものであり、便宜的、意図的であると判断せざるを得ない。」そして、こうしたもの、「専守防衛の根幹から明らかに逸脱している。」というふうな明記をいたします。

岸田大臣、中谷大臣、お分かりでしょうか。昭和四十七年見解の皆様の便宜的、意図的な読み直しです。外国の武力攻撃という言葉に同盟国に対する外国の武力攻撃というふうな読み直しもいいたと言つておられることを、それが便宜的、意図的なものであつて、立憲主義に反した解釈変更で、すなわち違憲無効だということに民主党の公式文書に明確に打つておられます。分かりますか。もう潮目は変わつておられます。もたないですよ、こんなもの。民主党が公党として、その存亡を懸けて、この昭和四十七年政府見解の読み直しの問題を徹底的に追及していきますよ。そうしたことをしっかりと御認識いただきたいと思

ちなみに、立法事実ですね、新三要件には立法事実がない。これは福山先生が先般を昨年の七月十五日の質疑で付けられて、私も外交防衛委員会でも頑張らさせていただきましたけれども、立法事実がない、そうしたこともしっかりと、よって違憲無効であるということも書かせていただいております。

じゃ、先ほどのところの紙ですね、吉國長官答弁をおめくりいただきました。憲法前文の平和主義、先ほど私が御説明しましたけれども、大臣もすつかり、何度も何度も御説明してありますのでおなじみだと思つていただけます。下の灰色の部分ですね、日本国憲法前文には三つの平和主義の考え方が書いてあるところでございます。

そこから二ページをめくつていただきますと、これも外交防衛委員会でききに御示しをいたしましたけれども、左の昭和四十七年の政府見解にある、「しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないので

あつて」といふこの文言を、丸ごと七月一日の閣議決定の基本的な論理の中では切り捨てておいて、横島長官に伺わせていただきます。アメリカとイランとのケースで伺わせていただきます。

アメリカとイランが戦争して、イランがアメリカに対して武力攻撃をしている。しかし、イランは日本の国に武力攻撃はしていない、敵意もない。しかし、アメリカに対するイランの武力攻撃によって日本に石油が来にくくなることであつて石油が困ると、だからといつて、この憲法の平和主義ですね、イランの国民も有すると確認している平和的生存権、イランの国民が戦争によつて殺されることがないといふふうなその平和的生存権、かつ、その規律を先ほど長官自らが答弁されました、憲法九条の解釈の指針になるんですね。

イランはアメリカに対して武力攻撃をしていて日本に武力攻撃を行っていないのに、その間接的な影響で日本に石油が困ることがあると、だからといつて、なぜ自衛隊を派遣してイランの軍人や巻き添えでイランの市民を殺すことができるんでしょうか。法理として説明してください。どうぞ。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 特定の国名を挙げてのお尋ねに直接お答えすることはできませんが、我が国として武力の行使ができません、いわゆる新三要件の全てを満たす場合でございます。

御指摘のケースは、ある国が他国に対して武力攻撃をし、我が国に対しては武力攻撃をしていない場合という御指摘でございますけれども、新三要件は、単にそのような状況ではなく、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、さらに、要件といたしまして、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある

ということを要件としているものでございませぬ。

○小西洋之君 私が聞いていたのは、新三要件の成立のその段階で、あなた方が作り出す段階で憲法の平和主義を切り捨てているから、新三要件なるもの、かつその前提である基本的な論理なるものが作れているといふふうな言っているんですよ。分かつていて一生懸命ごまかしているんでしょうか。

じゃ、横島長官に伺います。よろしいですか。日本に武力攻撃を行っていないんですね、イランは。イランは行っていない、その状況で日本国民の生命などが根底から覆される明白な危険があると、明白な危険があるからといつて自衛隊を派遣してイランの軍人やイランの市民を殺傷する、武力行使によつて殺傷することは許されるんですね。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 何度もお答えしておりますけれども、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があることという要件が必要であります。

その判断につきましては、実際に他国に対する武力攻撃が発生した場合において、事態の個別具体的な状況に即して、主に攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、その規模、態様、推移などの要素を総合的に考慮し、我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民が被ることとなる犠牲の深刻性、重大性などから客観的、合理的に判断することになるものでございまして、限られた与件のみであらうが、武力の行使をしないということをお答えすることはできません。

○小西洋之君 もう全く何の答弁にもなつておりませんので、今日の質疑も将来の最高裁判事が、皆さんが聞きになられるということを国会議員としてきちんと将来の最高裁判事をお願いをさせていただきたいと思つています。

国家権力によつて戦争を起こすことを許さない国民主権たる平和主義。そしてもう一つの平和主義。真ん中にある平和主義なんですけれども、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚して、平和を愛する諸国民ですね。

これを諸国家といふふうな勘違いしている憲法を正しく理解されていない方が世の中にはたくさんおられますけれども、北朝鮮という独裁国家を信頼するんじゃないんですね、北朝鮮の圧制の下で苦しんでいる、生きていく、我々と同じ人間である、市民である、そういう諸国民。

本来ならば平和を愛するであろう諸国民の公正と信義に信頼して、そういう諸国民とともに信義を築き上げて、平和国家ブランドというものを築き上げて、そして本来外務省が行うべき平和外交というものを外交の力で展開して、そのことによつて個別自衛権とともに日本を守っていくというのが二つ目の平和主義なんです。

アメリカとイラン、アメリカと北朝鮮が戦争をしていて、イランや北朝鮮が日本に武力攻撃をしてこないのにいきなり日本がそこに武力行使をする集団的自衛権というのは、もうこの真ん中の平和主義にもまるつきり違反するわけですね。我が国がその武力行使を許されるというのは、あくまで我が国が武力攻撃を受けたときのもう真にやむを得ない事態だけなんです。そうでなければ、この「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」と決意した」といふこの平和主義とは真つ向から矛盾することになるわけでございます。

つまり、先ほどの専守防衛のところに戻らせていただきたいんですけども、その専守防衛の定義に書かれている憲法の精神というのは、まさに今申し上げたような憲法前文の平和主義なんです。そうすれば、まさに憲法、先ほどの専守防衛の定義ですね、もう今までの国会で確立してきた、日本語で小学生から中学生から高校生から、ちなみに専守防衛という言葉は子供たちの教科書にも載っている言葉ですからね。この子供たちの

教科書を来年から変えるんでしようか。すごいことが今世の中で起ころうとしていますね。変えるんですね、恐らくね。そんなこと絶対許しませんけど、阻止しませぬ。

つまり、「専守防衛とは、相手から武力攻撃を受けたときに初めて防衛力を行使し」、「云々、飛ばしますけれども、憲法の精神にのつた受動的な防衛戦略の姿勢」といふのは、まさに我が国に武力攻撃が発生したときに、唯一そのときだけに我が国が必要最小限の武力行使ができる。そのことを憲法の精神たる憲法の平和主義の考え方も踏まえて定めたのが専守防衛の本来の考え方なんです。それを勝手に安倍内閣はもう大きく変えてしまつていくことを確認させていただきます。

じゃ、最後、ちよつと岸田大臣に質問をさせていただきます。

十三ページですね、さっきの文字だらけの資料の十三ページ、御覧いただけますでしょうか。これはもう簡潔に申し上げます。広島原爆の記念碑の文字でございます。「安らかに眠つて下さい。過ちは繰返させぬから」。この意味ですけども、これ、所有者である広島市のホームページに書いてあります。一番下の線ですね。大臣は広島出身、まさに爆心地の代議士でございますので申し上げるまでもないと思つても、戦争という過ちを再び繰り返さないと言つています。核兵器だけではない、この「過ちは繰返させぬ」といふこの過ちは、戦争そのものであるといふふうな言つておられるわけですね。

爆心地出身の代議士たる外務大臣として、そして、本来、憲法の前文の平和主義の下で外交を行う外務大臣として答弁をください。

この戦争といふ過ちを再び繰り返さないといふ、「安らかに眠つて下さい。過ちは繰返させぬから」といふこの言葉と、大臣、安倍内閣で今解禁している集団的自衛権、日本が武力攻撃を受けていないのに相手に武力行使をする、これは精

神として矛盾するといふふうにお考えになりませぬか。

○国務大臣(岸田文雄君) 御指摘の、戦争という過ちを再び繰り返さない、こうした文言、そして考え方、精神、これは誠に重要であり、これからはしっかりと大事にしていかなければならない考え方だと思えます。その一方で、政治として、政府として、国民の命、暮らし、幸福追求の権利、こうしたものをしっかりと守っていく責任、これも誠に重たいものがあると思えます。

こうした過ち、戦争という過ちを再び繰り返さない、こうした精神はしっかりと大事にしなげらも、政府としての責任はしっかりと果たしていかなければならないと思えます。

○委員長(片山さつき君) お時間が来ておりますが、おまとめください。

○小西洋之君 国会議員として、被爆者を始めとする、私の両親も実は広島出身なんですけれども、平和主義を守るために全力で安倍内閣を倒す、倒閣することを国民の皆さんにお約束して、質疑を終わらせていただきます。

○荒木清寛君 日米ガイドラインの改定についてお尋ねいたします。

まず、ガイドライン見直しの意義についてであります。

九七年のガイドライン改定は、冷戦の終結のほか、北朝鮮のNPT脱退宣言や弾道ミサイルの発射事件、また中台危機等といった安全保障環境の変化に伴い、日米の役割、任務を見直す必要性から改定をされました。今回は十八年ぶりの改定となるわけでありすけれども、その新ガイドラインが策定されることになった背景、特に国際安全保障環境の変化について、防衛大臣からまず説明をお願いいたします。

○国務大臣(中谷元君) 日米のガイドラインにつきましては、まず、我が国を取り巻く安全保障環境、これが一層厳しさを増す中で、平成二十五年十月、2プラス2の共同発表において、紛争を抑止し、平和と安全を促進する上で日米同盟が引き

続き不可欠な役割を果たすことを確保するため、これを見直すことを日米間で合意をいたしました。この新ガイドラインは、安全保障環境が変化する中で、日米両国の防衛協力について一般的な大枠、そして政策的な方向性を見直し、更新するものであり、そのポイントは以下のとおりであります。

まず第一に、ガイドラインの中核的役割たる我が国の平和と安全の確保のため、自衛隊の能力向上、日米間の運用面での協力の進展等も踏まえ、平素から緊急事態まで切れ目のない形で協力をするとすることとしております。このような切れ目のない対応の一環として、平時からの協力の充実や、我が国が集団的自衛権を行使する場合の協力の在り方も示しております。

第二に、これまでの同盟の協力の進展を踏まえ、地域の及びグローバルな平和と安全のため、第三国との協力を含め、様々な分野における日米協力の在り方について記述をしております。また、新たな戦略的領域である宇宙やサイバー空間での協力の在り方も新たに記述をいたしております。

第三に、日米協力の実効性をより一層高めるため、同盟の調整メカニズムの強化や共同計画の策定、更新に取り組むこと、装備や技術、保全を含む情報面でも協力を進めることについて明記をいたしております。

これらの改定によりまして、同盟の抑止力、対処力が一層強化をされるものでございます。

○荒木清寛君 次に、防衛大臣にお尋ねします。今回、調査室が作っていた資料にも新ガイドラインについてのマスコミ各社の社説が載っておりまして、それによると、平和を守る同盟の再構築だというふうにある社説は言い、またある社説では平和国家の変質を危ぶむと、全くそれぞれ反対のことを論評しているわけでして、国民の方の評価も多分分かれておると思えますから、しっかりと私はこの新ガイドラインの本質を理解していただくような、我々も、与党も努力します。

ど、まずは政府がしっかりと説明をしていかなければいけない、こう思います。

その意味で、新ガイドラインの第二章「基本的な前提及び考え方」の項目におきまして、今も議論があつたばかりですが、「日本の行動及び活動は、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従って行われる。」このように記載されておられます。これは九七年のガイドラインにもあつたおりであります。改めて確認をされております。

私もこの間、与党の中で安全保障法制の見直しについては真剣な議論をしてきた一人でありまして、この点は非常に大事、いわゆる平和国家としての在り方が堅持されているのか変わったのか、一番大事な点だと思えます。

改めて防衛大臣に、この新ガイドラインにおきましても今申し上げましたようなことがきちんと書かれた意味合いについて説明を求めます。

○国務大臣(中谷元君) この新ガイドラインの下で行われる取組が専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従って行われることは新ガイドラインに明記をされております。したがういまして、平和国家である我が国の防衛の基本的な方針として専守防衛及び非核三原則を維持することには変わりはないところでございます。

○荒木清寛君 次に、新ガイドラインは日米のアジア太平洋地域における役割を示すものであり、中国を始めとする周辺諸国も当然注目をしているわけでありまして。

したがういまして、この新ガイドラインがアジア太平洋地域の平和と安定を目指すための取組であるということをごさちんと近隣諸国に説明をしまして、相互理解を育んでいく必要があると思えます。間違つてもこのガイドラインを改定したことが緊張を高めるようなことになってはいけません。今回の見直しに至る経緯またこの見直しの内容をいろいろなチャンネルでしっかりと説明をしなければいけないと思えますが、外務大臣の決

意をお伺いします。

○国務大臣(岸田文雄君) 我が国の安全保障政策につきましましては、これまでも各国に丁寧な説明を行つてまいりました。そして、今回の新ガイドラインですが、この新ガイドラインにつきましても、中国を含め関係諸国に対し透明性を重視し丁寧な説明を行つておりますが、今後とも引き続き、この説明努力、続けていきたいと思っております。

その中で、関係各国からは、例えば豪州からは、国防大臣声明によりこの新ガイドラインを歓迎するというコメントが寄せられておりますし、韓国からは、外交部スポークスマン論評によりまして日米両国が今回のガイドライン見直しの内容について透明性向上のために努力したことを評価する、こうした発言も出されております。

是非、こうした関係国も含め、引き続き丁寧な説明を続けていきたいと思っております。

○荒木清寛君 新ガイドラインの第三章、「強化された同盟内の調整」という、この冒頭といますかAとして、「同盟調整メカニズム」ということで記述がございまして。

これは九七年のガイドラインの下でも、日米共同調整所などの調整メカニズムというものが設置されているわけでありすけれども、それと比べて、従前のものと比べて、この日米の同盟調整メカニズムというのは、どう充実強化され、また、こうしたことがどういうメリットをもたらすのか、防衛省に、大臣に説明を求めます。

○政府参考人(黒江哲郎君) 御指摘の「同盟調整メカニズム」でございますけれども、これは日本の平和及び安全に影響を与えるような状況その他の同盟としての対応を必要とする可能性のあるあらゆる状況に対しまして切れ目なく実効的に対処する、こういった目的で日米両政府で設置されるものでございます。ここで行われる活動でございますが、これは自衛隊及び米軍の活動に係る政策面及び運用面の調整を行うというものでございます。